

あたらし
新

まさ
正

ゆき
幸

学位の種類 法 学 博 士
学位記番号 法 第 2 6 号
学位授与年月日 昭和 60 年 10 月 16 日
学位授与の要件 学位規則第 5 条第 2 項該当

学位論文題目 立法過程の憲法学的研究
——立法過程法学序説——

論文審査委員 (主査)

教授 小 嶋 和 司 教授 藤 田 宙 靖
助教授 森 田 寛 二

論 文 内 容 の 要 旨

1. 本論文の構成は、以下のごとくである。

序 論 ——本稿の目的と方法——

第 1 編 基礎理論

I 立法過程法の理論

——ウィーン法学派の立法過程論の特質とその限界——

第 2 編 本論

II 法律の実体形成

——立法行為の体系試論——

III 立法条件論

第 1 部 立法条件総説

第 2 部 立法条件各説

第 1 章 形式的立法条件

第 2 章 実体的立法条件

第3部 立法条件存否の認定と効果

第1章 立法条件存否の認定

第2章 立法条件存否の効果

むすび

あとがき

2. 「法律」とよばれる国法形式の創設課程——本論文はこれを「立法過程」と称する——は、種々の見地から学問的考察の対象となりうるが、本論文はこれを政治学的・社会学的・心理学的にではなく、法学的に考察しようとするものである。

本論文提出者によれば、従来の憲法学・議会法学における「立法法」研究は、「立法の組織・手続」論として「立法法を静止状態において静態的に考察」したにすぎず、これに対して、本論文は「立法法が適用され法律が創設される法過程」を対象とし、「立法法を運動している状態において動態的に考察」しようとするものである。

3. では、「立法過程」は、はたして法的考察の対象となりうるか。本論文提出者が強い影響をうけているウィーン法学派においては、当初、立法過程は超法的社会事象ととらえられ、その過程の法的規範的考察の可能性が否定されたが、後に、同学派に根本規範論と法段階説が登場するにおよんで、立法過程は法現象としてとらえられ、その法的規範的考察は可能であると改説されることとなった。本論文は、この改説の要因を検討するとともに、ウィーン法学派における‘Prozess’の概念を単なる訴訟の領域に限局せず立法・行政にも拡大して一般化する立場に共鳴して、立法過程の法的考察は可能であるとしている。

「第1編 基礎理論」では、さらに、「立法過程法」の理論構築にあたっては、‘Prozess’に関する先行学問として既に成立している一般訴訟法学との「対話」の必要性が強調され、ザウアー『訴訟法の基礎』における手続・追行・実体形成の三発展経路説・確定力論等々が紹介され論じられる。

4. 「第2編 本論」は二つの部分からなるが、その「法律の実体形成」と題する部分においては、まず、訴訟理論における「実体形成」という概念が検討され、団藤重光教授がザウアーの説を批判的に摂取し訴訟の発展過程を実体面と手続面——実体形成過程と手続形成過程——とに二分して考えることを評価するとともに、その実体面においてゴルトシュミットの訴訟状態説を導入されたことをもって「実体形成」概念をより実証主義的・経験主義的に純化されたものとして評価する。次いで、本論文は、その概念を立法過程の領域

に類比的に適用して「法律の実体形成」という概念を構成し、この概念の意義等を、つとに同様の概念を提唱していた小野清一郎博士・団藤教授の所説に即して考察する。最後に、立法過程を組成する個々の行為の「体系化試論」が提示され、議院または委員会に対して一定の判断（議決）を求める行為（「申立」と称される）を基礎づけ理由あらしめるためになされる行為——「主張」と称される——と、この「主張」を更に基礎づけ理由あらしめるためになされる行為——「立証」と称される——とが、「法律の実体形成」を直接に生ぜしめる立法過程上の行為であるとの指摘がなされる。

「本論」の第二の部分がりあげ「立法条件」とは、個別具体的な法律案について、その実体的な審理・議決がおこなわれるための条件をいうとされる。そして、この立法条件は、

- (1) 一般的立法条件と特殊的立法条件
- (2) 積極的立法条件と消極的立法条件
- (3) 絶対的立法条件と相対的立法条件
- (4) 形式的立法条件と実体的立法条件

に分類することができるが、本論文提出者は、これらのうち、(4)の区別（立法過程の形式面に関する事由を法律案の実体的な審理・議決の条件としたものであるところの形式的立法条件と、立法過程の実質面に関する事由を法律案の実体的な審理・議決の条件としたものであるところの実質的立法条件という区別）が、立法過程の「動態的考察」の核心にかかわり、理論上最も重要な区別であるとして、それにもとづいて現行日本法についての各論的考察がおこなわれる。すなわち、形式的立法条件には発案の機関に関する要件と発案の手續に関する要件があるとし、発案権の帰属機関、発案機関に関する要件の意味、議員・委員会・内閣の発案手續などについて考察する（第1章）。実体的立法条件として本論文提出者が指摘するのは、(a)法律の所管事項に関する要件、(b)一事不再議に関する要件、(c)委員会の「握りつぶしの権限」に関する要件の三つで、それらについて検討がおこなわれる（第2章）。しからば、このような立法条件の存否はいかにして認定され、その認定はどのような効果をもつか、本論文提出者は、この考察をもおこなって「第2編本論」を終っている（第3章）。

以上が、本論文の概要である。

論文審査結果の要旨

本論文の第1編Ⅰ、第2編Ⅱ、第2編Ⅲは、それぞれ独立の論文として発表されたものである。Ⅱは、Ⅰでなされた方法論的検討を発展させてのべる部分が大半を占め、「法律の実体形成」の法理じしんについての言及は概括的見透しにとどまっている。これに対して、量的にも大部を占めているのはⅢで、この部分は、既にのべられた方法論の、日本法についての具体的な適用と考えられる。これを要するに本論文は「立法条件論」を重点的にとりあつかうもので、その表題がいう「立法過程の憲法学的研究」としては、なお多くの問題を残している。けれども、それは提出者じしんも自覚するところで（あとがき）、「立法条件」の検討を核心とし、その基礎理論および今後の研究志向を指示するものととらえることができる。

本論文は、従来の憲法学になかった視点からする野心的な研究で「立法条件」という概念自体、「訴訟条件」の概念から着想をうけて、提出者が提唱したものである。そのために方法論的検討が重要な要素とされたが、その検討は、ウィーン学派の立場からの思考に限られウィーン学派自体に対する批判的検討が存しないこと、提出者のいうところの「動態的考察」の意味が方法論的叙述においても、各論的叙述においても、なお十分に明確でないこと、一般訴訟法学との「対話」についても、立法と訴訟の相違にもとづく限界の具体的指示がなされていないといった問題の余地をかかえている。けれども、これは新しい研究分野、研究方法を開拓する論著においては避けがたいことであり、これをもって本論文の学問的価値を否定することはできない。提出者はかねてウィーン法学派法学について多くの業績を発表し高い評価を得ており、その学識は本論文における方法論的考察においても十分に駆使されていて、高い学問的価値を示しているが、そこでの提唱も、たんなる思いつきではなく、かなりの説得力を有すると考えられる。のみならず「立法条件」論に示された各論的考察においては発案権の概念・法律の所管についての分類・「一事」概念の設定など、日本の従来の学問水準を超えた鋭利な思考がみられる。さらに、本論文は、日本の学説に問題があると考えるとき、外国、とくにドイツの制度および学説を詳細に紹介し、批判的考察をくわえつつ参考にする態度をとっているが、そこに示されるドイツ制度とドイツ学説についての該博な知識と適確な検討とは、提出者の学識と思考が並々でないことをうかがわせ、それだけでも学問的貢献として高く評価しうるものである。

本論文は、全体として、多くの点において学界に対し多大の寄与をするものと認められる。

なお、別紙の学力確認要旨に記載したように、本論文提出者は、東北大学大学院博士課程を経て学位を授与される者と同等以上の学力があると認められる。

以上によって、本論文提出者は法学博士の学位を授与されるに値するものと認める。